

令和元年第2回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和元年7月23日(火) 午前9時57分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 70号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について
 議第 71号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
 議第 72号 村上市災害弔慰金支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第 73号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 4 出席委員(8名)
- | | |
|----------|-----------|
| 1番 鈴木好彦君 | 2番 高田晃君 |
| 3番 小杉和也君 | 4番 板垣一徳君 |
| 5番 嵩岡輝夫君 | 6番 佐藤重陽君 |
| 8番 小杉武仁君 | 9番 鈴木いせ子君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
- | | | |
|-------|-------|--------|
| 河村幸雄君 | 本間善和君 | 稲葉久美子君 |
| 渡辺昌君 | 鈴木一之君 | 竹内喜代嗣君 |
| 木村貞雄君 | 小田信人君 | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
副議長 大滝国吉君
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|------------|-------------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 総務課長 | 竹内和広君 |
| 同課参事 | 長谷部俊一君 |
| 同課総務管理室副参事 | 五十嵐博君 |
| 同課危機管理室長 | 竹内節夫君(課長補佐) |
| 企画財政課長 | 東海林豊君 |
| 同課参事 | 本間孝則君 |
| 同課企画政策室長 | 田中和仁君(課長補佐) |
| 同課契約検査室長 | 小川智也君(課長補佐) |
| 同課財務管理室長 | 榎本治生君(課長補佐) |
| 同課財務管理室係長 | 近藤和久君 |
| 自治振興課長 | 山田和浩君 |
| 同課自治振興室長 | 前川龍也君(課長補佐) |
| 会計管理者会計課長 | 大滝慈光君 |
| 消防長 | 鈴木信義君 |
| 消防本部次長 | 小島邦広君 |
| 消防本部総務課長 | 倉松淳志君 |

選管・監査事務局長	佐藤直人君
監査委員事務局次長	鈴木一良君 (課長補佐)
荒川支所長	小川剛君
神林支所長	石田秀一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	斎藤一浩君
教育長	遠藤友春君
学校教育課長	菅原明君
同課教育総務室長	船山幸文君 (課長補佐)
同課教育総務室係長	中村繭子君
同課学校施設係副参事	園部裕昭君
生涯学習課長	板垣敏幸君
同課社会教育推進室長	太田秀哉君 (課長補佐)
同課スポーツ推進室長	永田満君 (課長補佐)

10 議会事務局職員

局長	小林政一
次長	内山治夫

(午前9時57分)

委員長 (鈴木いせ子君) 開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第70号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長 (総務課長 竹内和広君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務課長 おはようございます。それでは、議第70号は村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定についてである。本議案は、本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、情報通信施設使用料について所要の改正を行うものである。改正内容については、裏面別記にあるが、加入負担金については、一般加入で5万円から5万920円、集合住宅で1万円から1万180円に、使用料の通信・放送サービスで700円から710円に、放送手数料の映像放送で1,000円から1,010円に、静止画の制作の手数料で2,000円から2,030円に改正を行うものだ。なお、第7条及び第14条については、文言の表示について整理させていただいたものである。以上である。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第70号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第71号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林 豊君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

企画財政課長 おはようございます。議第71号である。議第71号は、村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例である。本案は、今年10月からの消費税率の引き上げに伴って、該当する部分の別表の改正を行うものである。1点目は、建物敷地又はこれに類するもの、いわゆる土地についてであるが、使用期間が1カ月未満のものについて消費税相当額10%を加算することとするものである。今回の法改正に当たって、新潟県のほうから道路占用料の関係で、1カ月未満の道路占用料についても消費税相当額を10%に改正するという通知があったのだが、これまで本市の規定では非課税としていたが、建設課で所管する道路占用料などとあわせて10%改正することでの改正を行うものである。なお、過去5年ほどの実績を確認しているけれども、1カ月未満の使用許可については、対象となるものはない。それから、2点目であるが、電気通信事業の施行令の改正によって、該当する規定の条ずれを、3点目については建物使用料に係る消費税相当分を消費税率の引き上げに伴って1.08から1.10に改正するものである。以上である。よろしく願いいたす。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第71号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第72号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務課長 議第72号は、村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令などの改正に伴い、災害援護資金の貸し付け条件等について、市町村の判断により条例で規定できることとなったものである。具体的な改正内容といたしては、第14条では災害援護資金の貸付利率について、今までは保証人が必須であり、利率についても3%と規定されていたものを、利用者の負担を軽減するために保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は1%とするものだ。また、第15条では、利用者の災害援護資金の円滑な償還のため、資金の償還方法について現行では半年賦のみなのだが、半年賦のほか年賦と月賦を加えて利用者が選択できるようにするものだ。なお、このたびの山形県沖を震源といたす地震については、災害の規模から本条例の適用には当たらないという改正である。

(質 疑)

- 小杉 和也 今法律改正とかあつての条例改正が出てきたということだけれども、市町村で判断できるというようなことになったということで、利率1%だけれども、どこかを参考にしたとか、そういうことはあるか。
- 総務 課長 他市町村、他の自治体もこの法律改正に合わせて一斉に条例を改正している。1%は、他市に比べても高い数字ではない。3%としてる自治体もあるし、本市の場合はやはり保証人がつくのであれば無利子だろうと。保証人がない場合も、1%としようということで提案させていただいている。
- 小杉 和也 熊本も改正するのかわからないけれども、熊本の条例を見たら1.5だったのだ、改正前なのかわからないけれども。その辺この1%に落とし込んだというのの数字の理由というのか、その辺ちょっと教えてくれ。
- 総務 課長 そのほかに新潟県母子父子の寡婦の皆さん、市の貸し付けの制度とか、ほかの福祉的な貸付金の利率である。それら1%というものがあつて、それらを参考に1%が適当だろうというふうに考えさせてもらった。
- 小杉 和也 ほかの市町村の何か情報とかというの、条例改正の部分の情報とかというのとはとっているのか。
- 総務 課長 私ども内部で調べた中で、20市全ての数字は頂戴していて、1%の自治体もあるし、3%のままでやっている自治体もある。
- 小杉 和也 終わる。
- 高田 晃 ちょっと1つわからないので、質問だけれども、この援護資金の据置期間というのはどのぐらいだろうか。
- 総務 課長 10年償還の3年据え置きだ。
- 高田 晃 そうすると、この保証人を立てた場合は無利子ということだけれども、保証人立てた場合は据置期間云々ではなくて、永続的に無利子だということか。
- 総務 課長 据置期間は元金の関係であるので、利子は最初から無利子だ。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第72号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第73号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(消防長 鈴木信義君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 消 防 長 議第73号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてである。改正理由は、不正競争防止法等の一部を改正する法律に伴い、法改正を反映し、日本産業規格の根拠法を明確にした。また、住宅防火機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、村上市火災予防条例に規定する住宅用防火警報機器等の設置の免除に係る要件を満たすとともに、この所要の整備を行うために改正するものだ。改正内容として、不正競争防止法の一部を改正する法律に伴い、工業標準化法を産業標準化法に、日本工業規格を日本産業規格にそれぞれ

れ改め、日本工業規格の根拠法を明確にするものだ。2番として、住宅用防火機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、宿泊施設等の用途部分が300平方メートル未満の施設において設置することができる特定小規模設置用自動火災報知設備を取りつけることにより、住宅用防火警報器等の設置を免除することができることとなったため、本市の条例においても同様に設置を免除することができる規定を追加するものだ。もう一点、閉鎖型スプリンクラーヘッドの係る文言の言い直しを行い、作動時間が60秒以内を種別が1種に改めるものだ。以上だ。

(質 疑)

小杉 武仁 今の法改正の関連なのだけれども、この今の市の現状の住宅用火災報知機の設置率教えていただけるか。

消 防 長 平成31年の4月1日現在で設置率に関しては75.5%となっている。

小杉 武仁 小規模事業所さんは、例えば特定小規模施設用をやったとか、住宅とはちょっと中身の違うような形の報知機になるよね。火災報知機必要になっているけれども、そちらの設置率というのは把握できているだろうか。

消 防 長 現在のところ全体の把握には至っていない。

(何事か呼ぶ者あり)

消 防 長 次長のほうから補足して説明させる。

消防本部次長 補足で。消防法で規定されている施設に関しては、全て100%設置となっている。

小杉 武仁 わかった。ありがとうございます。

板垣 一徳 消防長にこれ要望だが、前の委員会でも私申し上げたが、実質的にこれを火災報知機をつけても、いわゆる火元を使っているところだけつけたのでは、なかなか寝室まで声が届かないのだ。だから、ぜひこれを、ひとり暮らしは特にそういうことを予防の観点からやはり説明して、取りつけていただけるように説明するというのは私重要だと思うのだ。でっかいうちだと、火元から寝室まで声が通らなくなっているだ。だから、その辺のところ要望だから、ひとつ消防団を通じてしっかりと予防対策としてそういうのを充実してもらいたい。

消 防 長 今委員おっしゃるとおり、火災報知機というか、家庭用の火災報知機に関しては、個別に鳴るものと連動型とって1カ所にかかったときについている全てが鳴るタイプがある。なるべくであれば、全部が鳴るタイプにつけかえていただければ一番ありがたいのだけれども、設置義務が発生してからもう10年以上がたってきたので、通常その電池、バッテリーのほうもう寿命となってくるので、これから交換時期が始まったと思う。それに関しては、うちのほうでも一応その連動型を勧めるように指導させていただきたいと思う。以上である。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第73号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任すること決め、

閉会する。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。
（午前10時17分）